

おいらせ町農業経営収入保険加入促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、農業を経営する個人または法人（以下「農業者」という。）の経営安定化に資するために、全国農業共済組合連合会と業務委託契約を締結する青森県農業共済組合（以下「共済組合」という。）が取り扱う農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）への加入を促進し、もって農業者の安定した生産活動及び農業経営を推進するため、予算の範囲内においておいらせ町農業経営収入保険加入促進事業費補助金（以下、「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、おいらせ町補助金等の交付に関する規則（平成18年おいらせ町規則第46号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日において町内に住所を有する個人若しくは町内に本店又は主たる事務所を設置する法人で、引き続き町内に住所を有する者
- (2) 共済組合が取り扱う収入保険に加入する者
- (3) おいらせ町に納税義務のある町税等を完納している者

(対象経費及び補助額)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助金の額は別表のとおりとする。

(交付申請等の委任)

第4条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付の申請、請求、報告及び受領に係る権限を共済組合の長（以下、「補助金受任者」という。）に委任するものとする。

2 前項の規定による委任は、おいらせ町農業経営収入保険加入促進事

業費補助金交付申請等に係る委任状（様式第1号。以下、「委任状」という。）を補助金受任者に提出することにより行うものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金受任者は、前条第2項の規定による委任状の提出を受けたときは、おいらせ町農業経営収入保険加入促進事業費補助金交付申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類等を添付して、町長に補助金の交付申請をしなければならない。

- (1) 委任状
- (2) 収入保険証書の写し又は加入を証明できるもの
- (3) 委任者個々の対象経費及び補助金申請額の内訳一覧
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定により提出された申請書類を審査の上、これを適当と認めるときは、補助金の交付決定をし、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を併せて、おいらせ町農業経営収入保険加入促進事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）をもって、当該決定に係る補助金受任者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助金受任者が補助金の交付を受けようとするときは、おいらせ町農業経営収入保険加入促進事業費補助金精算（概算）払請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を補助金受任者へ交付するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金受任者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は事業が完了した年度の翌年度の4月20日のい

ずれか早い日までに、おいらせ町農業経営収入保険加入促進事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 委任者個々の対象経費及び補助金額の確定額一覧
- (2) 収入保険証書の写し又は加入を証明できるもの（申請時と相違ある者のみ）
- (3) 委任者が補助金を受領したことを確認できる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 町長は前条の書類の提出を受けた場合において、当該報告書等の書類を審査し、交付すべき補助金等の額を確定し、おいらせ町農業経営収入保険加入促進事業費補助金交付額確定通知書（様式第6号）により補助金受任者に通知するものとする。

2 前項で確定した補助金の額と、既交付金額とに差額が生じた場合、補助金受任者は町長の指示する日までに精算の手続きを完了するものとし、その方法等については別途通知するものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年7月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助金の額	備 考
毎年1月から12月末 （法人にあつては一事業 年度）を保険対象期間と する収入保険加入時にか かる保険料（掛け捨て部 分）及び付加保険料（事 務費）	左記、補助対象経費の 50%以内の額とし、その 上限額を100,000円とす る	補助金の交付は、この告 示失効までの期間におい て、一人又は一法人につ き、1回限りとする

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

おいらせ町長 様

委任者

住 所

氏 名

おいらせ町農業経営収入保険加入促進事業費補助金交付申請等に係る委任状

私は、次の者を代理人と定め、おいらせ町農業経営収入保険加入促進事業に係る補助金の申請、請求、報告及び受領に関する一切の権限を委任する。

併せて、当該補助金交付要綱第2条の補助対象者の要件を満たしていることの調査を当該補助金主管課が行うこと及び同条に該当していない場合の事由を代理人に告知することに同意します。

記

代理人

所 在 地

名 称

代表者職氏名

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

おいらせ町長 様

申 請 者

所 在 地

名 称

代表者職氏名

令和 年度おいらせ町農業経営収入保険加入促進事業費補助金交付申請書

おいらせ町農業経営収入保険加入促進事業費補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 申請額 円

3 関係書類

- (1) 委任状
- (2) 収入保険証書の写し又は加入を証明できるもの
- (3) 委任者個々の対象経費及び補助金申請額の内訳一覧
- (4) その他町長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

おいらせ町長



令和 年度おいらせ町農業経営収入保険加入促進事業費補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたおいらせ町農業経営収入保険加入促進事業（以下「補助事業」という。）について、下記のとおり交付することに決定したので、おいらせ町農業経営収入保険加入促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 交付決定

（1）補助金額 円

（2）交付方法

精算払 概算払 とする。

2 交付条件

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

おいらせ町長 様

住所（所在地）

名 称

代表者職氏名

令和 年度おいらせ町農業経営収入保険加入促進事業費補助金
精算（概算）払請求書

年 月 日付け、 第 号で交付決定通知があった、おいらせ町農業経営収入保険加入促進事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金名

2 請求額 円

3 領収済額	円	(2 + 3 + 4)	円
4 残 額	円	5 交付決定額	

6 振込先			
	種 別		口座番号
	名義人		

年 月 日

おいらせ町長 様

住所（所在地）

名 称

代表者職氏名

令和 年度おいらせ町農業経営収入保険加入促進事業実績報告書

年 月 日付け、 第 号で交付の決定を受けた、おいらせ町農業経営収入保険加入促進事業費補助金について、事業が完了したので同補助金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 交付確定額 円

2 関係書類

- (1) 委任者個々の対象経費及び補助金額の確定額一覧
- (2) 収入保険証書の写し又は加入を証明できるもの（申請時と相違ある者のみ）
- (3) 委任者が補助金受任者から補助金を受領したことを確認できる書類
- (4) その他町長が必要と認めた書類（ ）

第 号
年 月 日

様

おいらせ町長



令和 年度おいらせ町農業経営収入保険加入促進事業費補助金
交付額確定通知書

年 月 日付け、 第 号で提出のありましたおいらせ町農業経営
収入保険加入促進事業実績報告書について審査した結果、下記のとおり補助金等の
額を確定したので、同補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 確定額

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 交付決定額 | 円 |
| (2) 交付確定額 | 円 |
| (3) 返 還 額 | 円（△の場合、追加交付額） |